

No.	質問	回答
1	証明書が交付されている施設かどうかは、どのようにすればわかりますか。	各都道府県のホームページで確認できます。掲載情報が最新ではない場合がありますので、詳細は直接保育園にご確認ください。
2	通っている施設が、年度の途中で証明書の交付を受けた場合、助成対象になりますか。	証明書の交付を受けた月から助成対象になります。
3	区外の施設も助成対象になりますか。	助成対象になります。
4	年度の途中で区外に転出した場合でも助成対象になりますか。	条件を満たしていた月の保育料については、その後区外に転出して助成対象になります。
5	保育の必要性の認定はどのようにすれば受けることができますか。	保育課入園相談係で申請できます。認定されると支給認定証が交付されます。認定証の有効期間が助成の対象となります。
6	支給認定証は葛飾区以外の自治体から交付されたものでもいいですか。	葛飾区が発行したものに限りです。
7	所得によって助成金額は変わりますか。	変わりません。条件を満たしていれば月額15,000円を限度に助成します。
8	昨年度分の保育料は助成対象となりますか。	今年度分の保育料のみが助成対象となります。
9	申請書はどこで入手できますか。	区ホームページからダウンロードできます。子育て支援課の窓口でも配布します。
10	この助成金は課税対象になりますか。	この助成金は所得税法上の雑所得に該当しますので、税金の申告が必要となる場合があります。詳細は葛飾税務署（電話：3691-0941）にご確認ください。
11	領収書をなくしたときは、どのようにすればいいですか。	区指定の支払証明書（園にご記入いただいたもの）をご提出ください。様式は区ホームページからダウンロードできます。
12	認可保育所等には申し込んでいませんが、支給認定証の交付は受けられますか。	この助成金は認可保育所等へ入れず、認可外保育施設に入所している方のための制度ですので、原則として認可保育所の申込みをしている方を対象としています。 就労などの理由がある方は必要書類を添えて支給認定申請をしてください。
13	以前認可保育所に申し込んで入れなかったため、認可外保育施設に入っていますが、今年は認可保育所の申込みはしていません。この場合は対象になりますか。	以前認可保育所を申し込んだ要件に変更がなければ対象となります。支給認定の期限が切れている場合は、再度必要資料を添付の上申請してください。
14	認可保育所にも在籍していますが、助成の対象になりますか。	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に在籍している場合は、保育料の助成を受けているという扱いになりますので、助成の対象外になります。
15	保育の必要性の認定（2号又は3号）を受けていませんが、助成の対象になりますか。	原則として認定を受けていただく必要があります。
16	育児休業期間は助成の対象になりますか。	原則として育児休業期間は助成の対象外になります。ただし、育児休業の対象のお子さんが満1歳に達する年度末（3月末）までの期間であれば、上のお子さんは助成の対象になります。